

「こんな時、どうしますか？」

『校則』

おにざわ法律事務所 弁護士 鬼澤 秀昌



1 校則の意義及び法的根拠

校則とは、明確な定義があるわけではありませんが、令和4年12月に発表された改訂版の生徒指導提要（以下単に「生徒指導提要」といいます。）P101は「児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの」と説明しています。また、同資料では、校則の制定権者については、「最終的には校長により制定される」としています。

2 検討事例

まずは、以下のような事例を考えてみましょう。
X中学校では「中学生らしい服装をすること」「染髪・脱色は禁止する。」との校則があった。X中学では、髪を染色した場合には、黒色に染め直すように指導をしていた。そのような中、中学2年のAさんは、

3 検討の視点

元々髪が黒色だったにもかかわらず、茶髪に染めてきたことがあった。担任のB先生は、2学期始まるまでには黒髪に染め直してくるように指導した。しかし、Aさんは、2学期の始業式にやはり同じ髪色で登校してきた。B先生は、改めてAさんにそのままでは別室指導にせざるを得ないから、すぐに髪を染めなおすように指示した。しかし、その日の夕方、保護者からB先生に電話があり「B先生の指導は明らかに違法だし、そもそも髪を染めてはいけないなんていう校則は不合理で無効だ。従う必要はない。」と主張があった。そこで、B先生は教頭に相談した。

保護者対応を検討する場合には、保護者が認識している事実と、保護者の要望を明確にすることが重要です。ただ、事例の場合は、保護者の事実認識は学校と変わらず、また、その要望も明確です。

校則に関わる問題を検討する場合には上記点に加え、①校則に基づく指導の適法性・妥当性、そして、②校則自体の有効性・合理性も検討する必要があります。教員間で議論する場合には、校則が所与の前提となっており、①に検討が偏りがちであること、また、①、②の検討にあたっては、単に「適法か違法か」

4 指導に関する検討

「有効か無効か」という点のみならず、教員としての「妥当性」「合理性」についても踏み込んで検討が必要なおことに留意する必要があります。
以下、事例におけるB先生の指導及び校則に分けて検討をします。

(1) 指導の適法性

保護者はB先生の指導の違法性を主張していますが、B先生のAさんへの指導は違法になるのでしょうか。今までの裁判例においても、校則違反に関する指導について違法とした裁判例は多くなく、東京高等裁判所平成4年3月19日判決・判例タイムズ783号151頁（修徳学園バイク退学処分事件、判例①）、大阪高等裁判所令和3年10月28日判決・判例時報2524・2525号328頁（判例②）、東京地方裁判所令和4年11月30日判決・判例集未搭載（判例③）の3つのみです。しかも、このうち、判例①及び判例③については、退学処分又は自主退学に係る判断であり、指導自体の違法性が認められたという意味では②のみと言えます。

判例②の事例は、高校教員から頭髪指導として頭髪を黒く染めるよう強要されたとして大阪府に対して国家賠償請求をした事例です。ただ、当該判決において違法にされたのは、実は高校教員による頭髪指導そのものではなく、原告が3年生に進級したにもかかわらず、原告が所属するとされた3年5組の名列表に原告の氏名を記載せず、同クラスの教室に原告席を置かないという措置についてでした。その意味では、退学処分以外で、校則に基づく指導自体を違法とした裁判例は見当たりません。

しかし、常に校則に基づく指導が適法となるわけでは

はありません。例えば、判例②では、複数回の指導の後、原告が頭髮指導に従わなかったことから、頭髮指導に従うまでは別室指導となること等を告げています。この指導について裁判所は、「原告は別室指導を避けるための再考の機会を与えられながらも頭髮指導には従わない旨の意思を表明していたのであるから、本件高校の教員らが、別室指導というより強制力の強い指導方法を選択したことには合理的な理由があった」と判断しています。そのため、本件の事例でも、「B先生がAさんに対して、再考の機会を十分に提供せず、極めて短期間で別室指導をすれば違法となる可能性もあります」。

(2) 指導の妥当性

また、前述の「検討の視点」で述べた通り、「指導の妥当性」の検討も必要です。生徒指導提要P101は「行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。」と指摘しています。

判例②では、「●教諭は、原告が中学3年生の体育大会の頃に両親が離婚した旨を述べたことに対し、頭髮を染髪した理由は寂しい思いをしたためか、親の関心を引きたくてそういうことをしたのかなどと尋ねた」という事実が認定されています。必ずしも家族関係の事実は明らかではありませんが、何かしらの寂しさを抱えていた可能性も高いのではないのでしょうか。ただし、このようなストレートな質問は、逆に生徒を傷つける可能性もあります。

事例においても、生徒とのコミュニケーションの中で、生徒が何かしらの辛さを抱えていることが分かったら、指導をするのみならず、例えばスクールカウンセラーにつなぐ、教育相談を担当する教員等、別の教員から

積極的にコミュニケーションをとること等により、本人の精神的なサポートをすることも考えられます。

5 校則の有効性・妥当性に関する検討

(1) 校則の有効性

本件では、保護者は校則が無効であると主張しています。

今まで校則の有効性自体も裁判において争われてきましたが、校則が無効と判断した裁判例はありません。これは、校則自体の有効性だけを争うことはできず、具体的な指導や処分などが無いと有効性を争えないとされている（最高裁判所平成8年2月22日判決裁判集民事178号437頁参照）ことも影響していると考えられます。また、校長には教育目的で校則を制定することに幅広い裁量を認めています。実際、前述②の判例では「校則等が学校教育に係る正当な目的のために定められたものであって、その内容が社会通念に照らして合理的なものである場合」には適法としたうえで、「一定の規範を定めてその枠内において生徒としての活動を推進させることにより、学習や運動等に注力させるという手法は一定の合理性を有すると言い得る」等の理由を述べて適法と判断しました。そうすると、本件事例の校則についても、現在の裁判例からすれば、校則自体が違法・無効と判断される可能性は低いと考えられます。

(2) 校則内容の妥当性

ただし、裁判所が判決で校則を「無効」と判断していない中でも、文部科学省は令和3年6月8日付事務連絡「校則の見直し等に関する取組事例について」において、「校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを

踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直しなければなりません」と述べています。また、生徒指導提要P101も、具体的な対応の例として「児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切である」と述べています。そうすると、裁判例で校則が無効とされる可能性が低いとしても、事例においても、保護者からの指摘があったことを踏まえ、改めて、校則の内容について、「児童生徒の実情、保護者の考え方」等を確認したり、その校則の背景を記載すること等の対応が必要と考えられます。

6 対応の方針とまとめ

以上をまとめると、事例における対応としては、①まずは本人から校則違反についての背景事情等を確認すること、②誰からどのように意見を聞き、校則の見直しをしていくのか、また、校則の背景を記載するのか等を検討すること、③保護者に対しては①及び②の内容を丁寧に説明していくこととなります。なお、校則の見直しについては、特定非営利活動法人カタリバが「ルールメイキング教員ガイド」及び「みんなのルールメイキング宣言」をWeb上で公表しており、校則改訂を進めていく上で大変参考になります。生徒が他の生徒の意見を集約して校則改訂をすることは、主権者教育の観点からも非常に有益であり、事例のような保護者の指摘も含めて、議論のきっかけとしてとらえることが重要だと思えます。